

寒川町選挙管理委員会告示第45号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項により準用される第39条の規定により、令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を、次のとおり定める。

建物の名称	所在地	設置期間
寒川町民センター展示室	寒川町宮山165番地	7月4日から 7月19日まで
寒川町北部文化福祉会館 ロビー	寒川町宮山2820 番地の1	7月16日から 7月19日まで

令和7年7月3日

寒川町選挙管理委員会
委員長 森 一 光